

令和2年4月1日

きらら浜松機能訓練デイサービスセンター 利用料金表 (1割負担の場合)

1、サービス利用料金について

通所介護の提供に際し、あなたが負担する利用料金は、介護保険給付費の1割です。但し、介護保険の給付の範囲を超えた部分のサービスについては全額自己負担となります。

☆昼食代として650円別途、ご負担いただきます。

●通常規模型通所介護費 単位1(所要時間5時間以上6時間未満) 1単位あたり10.14円

| 要介護度 | | 要介護1 | 要介護2 | 要介護3 | 要介護4 | 要介護5 |
|---------|---------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| サービス利用料 | 通常規模型通所介護費 | 561単位 | 663単位 | 765単位 | 867単位 | 969単位 |
| | 入浴介助加算 | 50単位 | | | | |
| | 個別機能訓練加算Ⅰ | 46単位 | | | | |
| | 個別機能訓練加算Ⅱ | 56単位 | | | | |
| | サービス提供加算Ⅰ | 18単位 | | | | |
| | 介護職員処遇改善加算Ⅰ | 5.90% | | | | |
| | 介護職員特定処遇改善加算Ⅰ | 1.20% | | | | |
| 自己負担額 | | 794円 | 905円 | 1015円 | 1126円 | 1237円 |

●通常規模型通所介護費 単位2(所要時間3時間以上4時間未満) 1単位あたり10.14円

| 要介護度 | | 要介護1 | 要介護2 | 要介護3 | 要介護4 | 要介護5 |
|---------|---------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| サービス利用料 | 通常規模型通所介護費 | 364単位 | 417単位 | 472単位 | 525単位 | 579単位 |
| | 入浴介助加算 | 50単位 | | | | |
| | 個別機能訓練加算Ⅰ | - | | | | |
| | 個別機能訓練加算Ⅱ | 56単位 | | | | |
| | サービス提供加算Ⅰ | 18単位 | | | | |
| | 介護職員処遇改善加算Ⅰ | 5.90% | | | | |
| | 介護職員特定処遇改善加算Ⅰ | 1.20% | | | | |
| 自己負担額 | | 531円 | 588円 | 647円 | 705円 | 763円 |

※1単位あたり10.14円(7級地)になります。ただし、利用方法によりサービス利用に係る自己負担額が異なる場合がございます。

・その他、ご利用者様の選択による個別に要する材料費についてはご負担して頂きます。

※上記及び下記の加算は、一定の要件を満たした場合に加算されます。

○個別機能訓練加算Ⅰ 46単位 ・Ⅱ 56単位

機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、個別機能訓練計画を作成し、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施した場合に加算させていただきます。

●新総合事業通所型サービス

| 要介護度 | | 事業対象者 | 要支援1 | 要支援2 | 要支援2 |
|----------------|----------------|--------|--------|--------|--------|
| サービス 利用料 | 介護予防通所介護費 | 1655単位 | 1655単位 | 1655単位 | 3393単位 |
| | 運動機能向上加算 | 225単位 | 225単位 | 225単位 | 225単位 |
| | サービス提供加算 I | 72単位 | 72単位 | 72単位 | 144単位 |
| | 介護職員処遇改善加算 I | 5.90% | | | |
| | 介護職員特定処遇改善加算 I | 1.20% | | | |
| サービス利用に係る自己負担額 | | 2120円 | 2120円 | 2120円 | 4086円 |

※上記及び下記の加算は、一定の要件を満たした場合に加算されます。

○運動機能向上加算費(225単位/月)

機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、運動向上プログラムを作成し、日常生活を送るための機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施した場合に加算させていただきます。

○事業所評価加算(120単位/月)

効果的なサービス提供を行ったことにより、利用者様の要支援状態の維持・改善の割合が、一定以上となった場合、次年度に加算いたします。

2、サービス提供時間外の延長サービス利用料金について

ご家族様の送迎で、通所介護の提供サービス時間後に継続して延長サービス(介護保険適用外)を利用することができます。延長サービス料金は介護度に係わらず最低賃金額とし、15分単位で計算させていただきます。

◆ご不明な点、お気軽にお問い合わせください。

きらら浜松機能訓練デイサービスセンター
〒430-0855 浜松市南区楊子町139
電話:053-443-2502 FAX:053-443-2505

令和2年4月1日

きらら浜松機能訓練デイサービスセンター 利用料金表 (2割負担の場合)

1、サービス利用料金について

通所介護の提供に際し、あなたが負担する利用料金は、介護保険給付費の1割です。但し、介護保険の給付の範囲を超えた部分のサービスについては全額自己負担となります。

☆昼食代として650円別途、ご負担いただきます。

●通常規模型通所介護費 単位1(所要時間5時間以上6時間未満) 1単位あたり10.14円

| 要介護度 | | 要介護1 | 要介護2 | 要介護3 | 要介護4 | 要介護5 |
|---------|---------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| サービス利用料 | 通常規模型通所介護費 | 561単位 | 663単位 | 765単位 | 867単位 | 969単位 |
| | 入浴介助加算 | | | 50単位 | | |
| | 個別機能訓練加算Ⅰ | | | 46単位 | | |
| | 個別機能訓練加算Ⅱ | | | 56単位 | | |
| | サービス提供加算Ⅰ | | | 18単位 | | |
| | 介護職員処遇改善加算Ⅰ | | | 5.90% | | |
| | 介護職員特定処遇改善加算Ⅰ | | | 1.20% | | |
| 自己負担額 | | 1588円 | 1809円 | 2030円 | 2251円 | 2474円 |

●通常規模型通所介護費 単位2(所要時間3時間以上4時間未満) 1単位あたり10.14円

| 要介護度 | | 要介護1 | 要介護2 | 要介護3 | 要介護4 | 要介護5 |
|---------|---------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| サービス利用料 | 通常規模型通所介護費 | 364単位 | 417単位 | 472単位 | 525単位 | 579単位 |
| | 入浴介助加算 | | | 50単位 | | |
| | 個別機能訓練加算Ⅰ | | | - | | |
| | 個別機能訓練加算Ⅱ | | | 56単位 | | |
| | サービス提供加算Ⅰ | | | 18単位 | | |
| | 介護職員処遇改善加算Ⅰ | | | 5.90% | | |
| | 介護職員特定処遇改善加算Ⅰ | | | 1.20% | | |
| 自己負担額 | | 1061円 | 1175円 | 1294円 | 1410円 | 1525円 |

※1単位あたり10.14円(7級地)になります。ただし、利用方法によりサービス利用に係る自己負担額が異なる場合がございます。

・その他、ご利用者様の選択による個別に要する材料費についてはご負担して頂きます。

※上記及び下記の加算は、一定の要件を満たした場合に加算されます。

○個別機能訓練加算Ⅰ 46単位 ・Ⅱ 56単位

機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、個別機能訓練計画を作成し、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施した場合に加算させていただきます。

●新総合事業通所型サービス

| 要介護度 | | 事業対象者 | 要支援1 | 要支援2 | 要支援2 |
|----------------|----------------|--------|--------|--------|--------|
| サービス 利用料 | 介護予防通所介護費 | 1655単位 | 1655単位 | 1655単位 | 3393単位 |
| | 運動機能向上加算 | 225単位 | 225単位 | 225単位 | 225単位 |
| | サービス提供加算 I | 72単位 | 72単位 | 72単位 | 144単位 |
| | 介護職員処遇改善加算 I | 5.90% | | | |
| | 介護職員特定処遇改善加算 I | 1.20% | | | |
| サービス利用に係る自己負担額 | | 4239円 | 4239円 | 4239円 | 8171円 |

※上記及び下記の加算は、一定の要件を満たした場合に加算されます。

○運動機能向上加算費(225単位/月)

機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、運動向上プログラムを作成し、日常生活を送るための機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施した場合に加算させていただきます。

○事業所評価加算(120単位/月)

効果的なサービス提供を行ったことにより、利用者様の要支援状態の維持・改善の割合が、一定以上となった場合、次年度に加算いたします。

2、サービス提供時間外の延長サービス利用料金について

ご家族様の送迎で、通所介護の提供サービス時間後に継続して延長サービス(介護保険適用外)を利用することができます。延長サービス料金は介護度に係わらず最低賃金額とし、15分単位で計算させていただきます。

◆ご不明な点、お気軽にお問い合わせください。

きらら浜松機能訓練デイサービスセンター
〒430-0855 浜松市南区楊子町139
電話:053-443-2502 FAX:053-443-2505

令和2年4月1日

きらら浜松機能訓練デイサービスセンター 利用料金表 (3割負担の場合)

1、サービス利用料金について

通所介護の提供に際し、あなたが負担する利用料金は、介護保険給付費の1割です。但し、介護保険の給付の範囲を超えた部分のサービスについては全額自己負担となります。

☆昼食代として650円別途、ご負担いただきます。

●通常規模型通所介護費 単位1(所要時間5時間以上6時間未満) 1単位あたり10.14円

| 要介護度 | | 要介護1 | 要介護2 | 要介護3 | 要介護4 | 要介護5 |
|---------|---------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| サービス利用料 | 通常規模型通所介護費 | 561単位 | 663単位 | 765単位 | 867単位 | 969単位 |
| | 入浴介助加算 | | | 50単位 | | |
| | 個別機能訓練加算Ⅰ | | | 46単位 | | |
| | 個別機能訓練加算Ⅱ | | | 56単位 | | |
| | サービス提供加算Ⅰ | | | 18単位 | | |
| | 介護職員処遇改善加算Ⅰ | | | 5.90% | | |
| | 介護職員特定処遇改善加算Ⅰ | | | 1.20% | | |
| 自己負担額 | | 2382円 | 2714円 | 3045円 | 3377円 | 3711円 |

●通常規模型通所介護費 単位2(所要時間3時間以上5時間未満) 1単位あたり10.14円

| 要介護度 | | 要介護1 | 要介護2 | 要介護3 | 要介護4 | 要介護5 |
|---------|---------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| サービス利用料 | 通常規模型通所介護費 | 364単位 | 417単位 | 472単位 | 525単位 | 579単位 |
| | 入浴介助加算 | | | 50単位 | | |
| | 個別機能訓練加算Ⅰ | | | - | | |
| | 個別機能訓練加算Ⅱ | | | 56単位 | | |
| | サービス提供加算Ⅰ | | | 18単位 | | |
| | 介護職員処遇改善加算Ⅰ | | | 5.90% | | |
| | 介護職員特定処遇改善加算Ⅰ | | | 1.20% | | |
| 自己負担額 | | 1591円 | 1762円 | 1941円 | 2115円 | 2288円 |

※1単位あたり10.14円(7級地)になります。ただし、利用方法によりサービス利用に係る自己負担額が異なる場合がございます。

・その他、ご利用者様の選択による個別に要する材料費についてはご負担して頂きます。

※上記及び下記の加算は、一定の要件を満たした場合に加算されます。

○個別機能訓練加算Ⅰ 46単位 ・Ⅱ 56単位

機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、個別機能訓練計画を作成し、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施した場合に加算させていただきます。

●新総合事業通所型サービス

| 要介護度 | | 事業対象者 | 要支援1 | 要支援2 | 要支援2 |
|----------------|----------------|--------|--------|--------|--------|
| サービス 利用料 | 介護予防通所介護費 | 1655単位 | 1655単位 | 1655単位 | 3393単位 |
| | 運動機能向上加算 | 225単位 | 225単位 | 225単位 | 225単位 |
| | サービス提供加算 I | 72単位 | 72単位 | 72単位 | 144単位 |
| | 介護職員処遇改善加算 I | 5.90% | | | |
| | 介護職員特定処遇改善加算 I | 1.20% | | | |
| サービス利用に係る自己負担額 | | 6358円 | 6358円 | 6358円 | 12257円 |

※上記及び下記の加算は、一定の要件を満たした場合に加算されます。

○運動機能向上加算費(225単位/月)

機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、運動向上プログラムを作成し、日常生活を送るための機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施した場合に加算させていただきます。

○事業所評価加算(120単位/月)

効果的なサービス提供を行ったことにより、利用者様の要支援状態の維持・改善の割合が、一定以上となった場合、次年度に加算いたします。

2、サービス提供時間外の延長サービス利用料金について

ご家族様の送迎で、通所介護の提供サービス時間後に継続して延長サービス(介護保険適用外)を利用することができます。延長サービス料金は介護度に係わらず最低賃金額とし、15分単位で計算させていただきます。

◆ご不明な点、お気軽にお問い合わせください。

きらら浜松機能訓練デイサービスセンター
〒430-0855 浜松市南区楊子町139
電話:053-443-2502 FAX:053-443-2505